

○国立大学法人浜松医科大学職員退職手当規程

(平成16年4月1日規程第32号)

改正	平成18年3月27日規程第34号	平成19年3月15日規程第55号
	平成20年3月24日規程第16号	平成21年3月30日規程第69号
	平成25年1月1日規程第33号	平成26年3月25日規程第26号
	平成27年3月25日規程第57号	平成30年1月18日規程第1号
	平成30年1月23日規程第15号	令和元年10月21日規程第71号
	令和元年12月25日規程第80号	令和7年7月3日規程第42号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人浜松医科大学就業規則(平成16年規則第12号。以下「就業規則」という。)第42条の規定に基づき、国立大学法人浜松医科大学の職員(就業規則第3条に規定する職員を除く。以下「職員」という。)に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程による退職手当は、職員が退職し、解雇された場合に、その者(死亡による場合には、その遺族)に支給する。ただし、職員が次のいずれかに該当する場合には退職手当は支給しない。

- (1) 勤続6月未満で退職し、又は解雇された場合(就業規則第34条第5号及び第37条第1項第7号に規定する場合を除く。)
 - (2) 就業規則第50条第1項第5号の規定により懲戒解雇された場合
 - (3) 就業規則第36条第1項の規定より採用された職員
 - (4) 国立大学法人浜松医科大学職員給与規程(平成16年規程第33号。以下「給与規程」という。)第3条第1項ただし書に規定する年俸制により給与の支給される職員(給与規程の適用を受ける職員が、引き続き導入促進費を含む年俸制適用職員となった場合及び年俸制(二)適用に関する細則(令和元年細則第39号。以下「年俸制(二)適用細則」)の適用を受ける教員を除く。))を除く。)
 - (5) 看護職員の給与及び退職手当に関する特例に関する規程(平成19年規程第42号)の適用を受ける看護職員
- 2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員(就業規則第36条第1項の規定により再雇用された職員を除く。)となったときは、その退職については、退職手当は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この規程による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4項に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

- 3 この規程による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規程による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
 - (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第2条の3 この規程による退職手当は、その全額を、現金又は職員の申出による預貯金口座への振込みで、直接この規程の定めるところによりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、別に定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令で定められたもの及び労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項後段に規定する労使協定で定められたものについては、退職手当の一部を控除して支払うことができる。
- 3 この規程による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の支給額)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第4号の規定により退職手当を支給されることとなる導入促進費を含む年俸制適用職員に対する退職手当の額は、年俸制適用職員となった日の前日を、次条第2項に規定する自己都合等退職として退職した日とみなし、かつ、その者の同日までの勤務期間及び同日における本給月額を基礎として、前項の規定により得られる額とし、退職時に支給する。
- 3 年俸制(二)適用細則に規定する職員に対する退職手当の額は、その者が採用時に給与規程に定める教育職本給表の適用を受けて採用されたものとし、給与規程第9条を準用し退職日までに標準昇給したとして得られる本給月額を基礎として、第1項の規定により得られる額とし、退職時に支給する。

第2章 一般の退職手当

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条第1項若しくは第2項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)又は死亡によらず、かつ、第8条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、就業規則第37条第1項第4号、第5号、第6号及び第7号の規定による解雇処分を受けて退職するものを含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60

(2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80

(3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日におけるその者の本給月額(以下「退職日本給月額」という。)に、その者の勤続期間の区分ごとに応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第32条第1項の規定により退職した者

(2) 11年以上25年未満の期間勤続し勸奨により退職した者

(3) 第8条の2第5項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病若しくは死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤務後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、就業規則第32条第1項の規定により退職した者

(2) 就業規則第37条第1項第8号及び第9号の規定による解雇処分を受けて退職した者

(3) 第8条の2第5項に規定する認定(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4) 業務上の傷病若しくは死亡により退職した者

(5) 25年以上の期間勤続し勸奨により退職した者

(6) 25年以上勤続し、第8条の2第5項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤務した者で、通勤による傷病若しくは死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(本給月額の減額改定以外の理由により本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、本給月額の減額改定(本給月額を改定する規程が制定された場合において、当該規程により当該改定前に受けていた本給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前本給月額」という。)が、退職日本給月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第三条の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前本給月額に係る退職日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、第三条の2の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が第三条の2の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規程その他の規程等により、この規程による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は地方公務員、第13条第1項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第12条第1項に規定する国立大学法人職員、第13条第1項に規定する国家公務員等又は第19条に規定する地方公務員となったときときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

- (1) 職員として引き続いた在職期間
- (2) 第12条第2項により職員として引き続きいた在職期間を含むものとされた国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間
- (3) 第13条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等職員としての引き続いた在職期間
- (4) 第13条第2項に規定する場合における国家公務員等職員として引き続いた在職期間

(5) 第11条第5項の規定により職員として引き続いた在職期間を含む者とされた
地方公務員としての引き続いた在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号、第2号及び第5号を除く。）の
規定に該当する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であっ
て、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定めら
れているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及
び前条第1項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日本給月額に応じて100分の3を超えない範囲の割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前本給月額	並びに特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日本給月額に、	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、第4条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

2 第5条第1項第5号の規定に該当する者のうち、定年に達する日から6月前までに
退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の
日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるも
のに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日本給月額に応じて100分の2を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前本給月額	並びに特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の2を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日本給月額に	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の2を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、第4条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の最高限度額)

第6条 第3条から前条（第5条の2を除く。）までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に49.59を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前本給月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前本給月額に第5条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日本給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条の3 第5条の3第1項に規定する者に対する前条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	前条の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額

	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条第1項の
	同項第2号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ
	及び退職日本給月額	並びに退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

- 2 第5条の3第2項に規定する者に対する前条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	前条の規定により読み替えて適用する第5条

	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢の差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日本給月額に応じて100分の2を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条第1項の
	同項第2号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の2を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の2を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ
	及び退職日本給月額	並びに退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の2を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第7条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日に属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第16条の規定による休職(第1項第1号のうち業務上の傷病又は通勤による傷病による休職及び第6号による休職を除く。)、同規程による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった日を除く。以下「休職月等」という。))を除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1) 第1号区分 95,400円

指定職本給表 7号俸以上の本給月額を受けていたもの

(2) 第2号区分 78,750円

指定職本給表 1号俸から6号給までの本給月額を受けていたもの

(3) 第3号区分 70,400円

一般職本給表(一)の職務の級が10級であったもの

(4) 第4号区分 65,000円

イ 一般職本給表(一)の職務の級が9級であったもの

- ロ 教育職本給表の職務の級が5級であったもので、職員給与規程第13条の規定による管理職手当が100分の25でかつ同規程第27条第5項に定める割合が100分の20であったもの
- (5) 第5号区分 59,550円
 - イ 一般職本給表(一)の職務の級が8級であったもの
 - ロ 教育職本給表の職務の級が5級であったもので、職員給与規程第27条第5項に定める割合が100分の20であったもの
- (6) 第6号区分 54,150円
 - イ 一般職本給表(一)の職務の級が7級であったもの
 - ロ 教育職本給表の職務の級が5級であったもの。(第4号ロ及び第5号ロに掲げるものを除く。)
 - ハ 医療職本給表(一)の職務の級が8級であったもの
 - ニ 医療職本給表(二)の職務の級が7級であったもの
- (7) 第7号区分 43,350円
 - イ 一般職本給表(一)の職務の級が6級であったもの
 - ロ 教育職本給表の職務の級が4級であったもので、職員給与規程第27条第5項に定める割合が100分の15であったもの
 - ハ 医療職本給表(一)の職務の級が7級又は6級であったもの
 - ニ 医療職本給表(二)の職務の級が6級であったもの
- (8) 第8号区分 32,500円
 - イ 一般職本給表(一)の職務の級が5級であったもの
 - ロ 一般職本給表(二)の職務の級が5級であったもので、学長の定めるもの
 - ハ 教育職本給表の職務の級が4級であったもの(第7号ロに掲げるものを除く。)
 - ニ 医療職本給表(一)の職務の級が5級であったもので、職員給与規程第13条の規定による管理職手当が100分の12であったもの
 - ホ 医療職本給表(二)の職務の級が5級であったもの
- (9) 第9号区分 27,100円
 - イ 一般職本給表(一)の職務の級が4級であったもの
 - ロ 一般職本給表(二)の職務の級が5級であったもの(第8号ロに掲げるものを除く。)
 - ハ 教育職本給表の職務の級が3級であったもの
 - ニ 医療職本給表(一)の職務の級が5級であったもの(第8号ニに掲げるものを除く。)
 - ホ 医療職本給表(二)の職務の級が4級であったもの
- (10) 第10号区分 21,700円
 - イ 一般職本給表(一)の職務の級が3級であったもの
 - ロ 一般職本給表(二)の職務の級が3級であったもののうち、その属する職務の級の期間が120月をこえていたもの又は4級であったもの
 - ハ 教育職本給表の職務の級が2級であったもので、職員給与規程第27条第5項に定める割合が100分の5であったもの
 - ニ 医療職本給表(一)の職務の級が2級であったもので、職員給与規程第27条第5項に定める割合が100分の5であったもの又は3級若しくは4級であったもの
 - ホ 医療職本給表(二)の職務の級が2級であったもので、その属する職務の級の期間が360月をこえていたもの又は3級であったもの

(11) 第11号区分 0円

第1号区分から第10号区分までのいずれかの職員の区分にも属しないこととなるもの

- 2 退職した者の基礎在職期間に第7条第2項第2号から第5号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する次項を考慮して、学長が定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者(第5号に掲げる者を除く。次号において同じ。)のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの
第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの
0
 - (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0
 - (5) 次のいずれかに該当する者 第3条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の8に相当する額
 - ア 退職日本給月額が職員給与規程の指定職本給表8号給の額に相当する額を超える者
 - イ その者の基礎在職期間が全て特別職の職員としての在職期間であるもの
- 5 前各項に定める者のほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に必要な事項は、別に定める。
(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の国立大学法人浜松医科大学職員給与規程(平成16年規程第33号)に規定する本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合(第11条第1号各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったとき(就業規則第36条第1項の規定により再雇用された職員を除く。)は、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

- 4 前3項の規定による在職期間のうちに就業規則第16条の規定による休職(第1項第1号のうち業務上の傷病又は通勤による傷病による休職及び第6号による休職を除く。)、同第50条第1項第3号の規定による出勤停止、国立大学法人浜松医科大学職員の育児休業等に関する規程(平成16年規程第23号)による育児休業、国立大学法人浜松医科大学職員自己啓発等休業規程(平成20年規程第13号)による自己啓発等休業又は国立大学法人浜松医科大学職員の介護休業等に関する規程(平成16年規程29号)による介護休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、育児休業においては、「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのを、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限り、「その月数の3分の1に相当する月」とする。
- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の委譲その他の事由によって引き続いて職員となったときにおけるその者の地方公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続いた在職期間の計算については、前各号の規定を準用するほか、別に定める。
- 6 国立大学法人浜松医科大学準職員就業規則第2条に規定する準職員(以下「準職員」という。)のうち、職員に定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至り引き続いて職員となった場合又は職員に定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えない間に引き続いて職員となったもので準職員と職員の在職期間が通算して6月を超えるに至った場合に限り、全期間を職員としての在職期間とする。
- 7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第4条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))、又は第6条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。
- 8 前項の規定は、第6条第3項の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)

第7条の2 職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「他の国立大学法人等」という。)の職員(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構にあっては、同機構の就業規則に規定する教育職員に限る。)となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職金に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定めているときは、この規定による退職手当は、支給しない。

- 2 前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

(国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)

第7条の3 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国若しくは独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)若しくは地方公共団体(退職手当に関する条例におい

て、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用されるものとなった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)又は退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等(前条に定める法人を除く。以下「国等の機関」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、第7条の規定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、別に定める場合を除き、この規定による退職手当は、支給しない。
- 5 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、第7条第1項の規定にかかわらず職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。
- 6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(役員との在職期間の通算)

第7条の4 職員が、引き続いて役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第7条の規定を準用する。

(役員の有する職員の退職手当の額の特例)

第7条の5 引き続いた役員の期間を有する職員の退職手当の額は、第4条から第6条の規定にかかわらず、当該職員に係る役員の在職期間について、当該役員の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(退職手当の支給制限)

第8条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
 - (2) 欠格条項による失職又はこれに準ずる退職をした者
 - (3) 同盟罷業、怠業、その他争議行為又は本学の活動能率を低下させる怠業的行為等により退職させられた者又はこれに準ずる者
- 2 退職手当のうち、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者で、その勤続期間が9年以下のもの(第6条の4第4項第3号に掲げる者を除く。)

(2) その者の非違により退職した者(前項第2条第1項各号に掲げる者を除く。)

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集)

第8条の2 学長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第5条の3で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 組織の改廃を実施することを目的とし、当該組織に属する職員を対象として行う募集

2 学長は、前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 国立大学法人浜松医科大学準職員就業規則(平成16年規則第13号)第48条の規定により職員とみなされる者

(2) 国立大学法人浜松医科大学職員人事規程(平成16年規程第20号)第5条及び第6条に規定する職員に雇用される者

(3) 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(4) 就業規則第49条の規定による懲戒処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

4 前項の規定による応募(以下この条において単に「応募」という。)又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、学長は職員に対してこれらを強制してはならない。

5 学長は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において単に「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、学長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後、就業規則第49条の規定による懲戒処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値す

ることが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが社会的信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要である場合
- 6 学長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 学長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - (1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
 - (4) 就業規則第49条の規定による懲戒処分を受けたとき。
 - (5) 第3項の規定により応募を取り下げたとき。

(退職手当支給率の調整)

第9条 35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

2 36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で、第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として第1項の規定の例により計算して得られる額とする。

第3章 特別の退職手当

第10条 この章で必要な事項について、必要に応じ学長が別に定める。

第4章 退職手当の支給制限等

(定義)

第11条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 国立大学法人浜松医科大学職員懲戒規程等による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する

国民の信頼に及ぼす影響その他の規程等で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 欠格事項による失職又はこれに準ずる退職をした者

2 前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は学長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当等の額を支払うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職をした者について、当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下、「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、学長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた

者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(退職後拘禁以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し懲戒免職等処分（以下「再雇用職員等に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職をした者（再雇用職員等に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けべき者の意見を聴取しなければならない。

4 支払差止処分に係る退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する規程等政令で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当等の額（当該退職をした者が当該退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員等に対する免職処分を受けたと

き。

(3) 当該退職をした者（再雇用職員等に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第4項又は第6項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る退職手当等については、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 第12条第2項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する規程等で定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第12条第2項並びに前条第2項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当等の額が支払われた後において、当該退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引

き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員等に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員等に対する免職処分を受けたことを理由として、当該退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する規程等で定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の規程等で定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

（審査会等への諮問）

- 第18条 学長は第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行う場合に、役員会の議を経て行うものとし、これに先立って別に定める国立大学法人浜松医科大学退職手当の支給制限等の処分に係る審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- 2 審査会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は学長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係部署に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第5章

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

- 第19条 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその日の翌日に再び職員になったときは、この規程による退職手当は支給しない。
- 2 職員が、機構の改革、施設の移譲その他の事由によって、引き続いて地方公務員となり、地方公共団体に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の当該地方公共団体における地方公務員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(実施規定)

- 第20条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、国の基準に準ずる。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(在職期間の通算)

- 第2条 国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)附則第4条の規定により職員となった者(以下「承継職員」という。)の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 前項の職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合においては、この規定による退職手当は、支給しない。
- 第3条 国立大学法人の成立前に浜松医科大学(以下「旧機関」という。)の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続き地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等(以下「公庫等」という。)の職員となるために退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧機関の職員となり、かつ、引き続き旧機関の職員として在職した後引き続いて法人法附則第4条の規定により職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合にお

いて、その者の職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定めているときは、この規程による退職手当は、支給しない

(経過措置)

第4条 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間における第8条の規定の適用については、同条中「100分の104」とあるのは、「100分の107」と読み替えるものとする。

第5条 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間における第9条の規定の適用については、同条中「59.28」とあるのは、「60.99」と読み替えるものとする。

(失業者の退職手当)

第6条 法人法附則第6条第4項の規定により、この規則の施行日から雇用保険法による失業給付の受給資格を取得するまでに退職する承継職員のうち、退職手当法第10条の規定による退職手当の支給を受けることができる者に対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を支給するものとする。

附 則(平成18年3月27日規程第34号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者が新制度適用切替日以後に退職することにより新法の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤務期間及び同日における本給月額を基礎として、この規程による改正前の職員退職手当規程(以下「旧法」という。)第4条から第9条までの規定により計算した退職手当の額が、新法第3条の2から10条の5までの規定により計算した退職手当の額(以下「新法等退職手当」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

(1) 施行日の前日及び施行日において職員として在職していた者 施行日

(2) 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて地方公務員又は第13条に規定する他の国立大学法人等の職員若しくは第14条に規定する国等の機関の職員となった者で、地方公務員又は他の国立大学法人等の職員若しくは国等の機関の職員として在職した後引き続いて職員となったもの(その者の基礎在職期間のうち当該地方公務員又は他の国立大学法人等の職員若しくは国等の機関の職員となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。) 地方公務員又は他の国立大学法人等の職員若しくは国等の機関の職員となった日

(3) 施行日の前日に地方公務員として在職していた者又は第13条に規定する他の国立大学法人等の職員若しくは第14条に規定する国等の機関の職員となった者で、地方公務員又は他の国立大学法人等の職員若しくは国等の機関の職員として在職した後引き続いて職員となったもの 施行日

3 前項第3号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第1項の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続

期間として取り扱われるべき期間」と、「本給月額」とあるのは「本給月額に相当する額」とする。

第3条 職員が新制度切替日(前条第2項に規定する新制度切替日をいう。以下同じ。)以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新法等退職手当額がその者が新制度切替日の前日に受けていた本給月額を退職の日の本給月額とみなして旧法第3条から第9条の規定により計算した退職手当の額(以下「旧法等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新法等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)

イ 新法第10条の4の規定により計算した退職手当の調整額の5/100に相当する額

ロ 新法等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額

(2) 平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が100万円を超える場合には、100万円)

イ 新法第10条の4の規定により計算した退職手当の調整額の70/100に相当する額

ロ 新法等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が50万円を超える場合には、50万円)

イ 新法第10条の4の規定により計算した退職手当の調整額の30/100に相当する額

ロ 新法等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額

2 前条第3号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の適用については、同項中「受けていた本給月額」とあるのは「受けていた本給月額に相当する額」とする。

第4条 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する新法第7条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、附則第2条第2項に規定する新制度切替日以後の期間とする。

2 新制度適用職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち新制度切替日以後の期間に、新制度適用職員以外の職員としての在職期間が含まれるものに対する新法第7条の規定の適用については、その者が当該新制度適用職員以外の職員として受けた本給月額は、同条第1項に規定する本給月額には該当しないものとみなす。

第5条 新法第10条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間(	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間(
2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

第6条 退職した者の基礎在職期間中に本給月額の減額改定(本給月額を改定する規程による減額)によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の本給月額が減額前の本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規定による本給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第10条の5に規定する本給月額は除く。

第7条 第10条の4第1項第1号から第10号に規定する各職員区分に掲げるの職務の級の平成18年3月31日以前の取扱については、平成18年4月1日に職員給与規程により切替られた級に対応する級に読み替えて適用するものとする。

附 則(平成19年3月15日規程第55号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日規程第16号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規程第69号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月1日規程第33号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第8条の2の改正規定は、平成25年6月1日から施行し、第3条から第5条、第5条の3、第6条の3及び第6条の4第4項の改正規定については、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間における第6条の規定の適用については、同条中「49.59」とあるのは、「55.86」と読み替えし、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間については、「52.44」と読み替えるものとする。

第3条 平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間における第9条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、「100分の98」と読み替えし、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間については、「100分の92」と読み替えるものとする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第4条 改正後の第5条の3、第6条の3の規定により読み替えて適用する第4条第1項第3号及び第5条第1項(第1号及び第2号を除く。)に規定する割合は以下のとおりとする。

- (1) 退職日本給月額が本学本給表の指定職本給表4号給の額に相当する額以上である職員 100分の1
- (2) 退職日本給月額が本学本給表の指定職本給表1号給の額に相当する額以上同表4号給の額に相当する額未満である職員 100分の2
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)

(その他)

第5条 第8条の2の取扱いについては、この規程に定めるほか、別に定めるものとする。

附 則(平成26年3月25日規程第26号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日規程第57号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第4号及び第2条の4第2項の改正規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則(平成30年1月18日規程第1号)

この規程は、平成30年1月18日から施行する。ただし、第7条の2に係る改正部分については平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年1月23日規程第15号)

この規程は、平成30年1月23日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

附 則(令和元年10月21日規程第71号)

この規程は、令和元年10月21日から施行し、令和元年9月14日から適用する。

附 則(令和元年12月25日規程第80号)

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

附 則(令和7年7月3日規程第42号)

(施行期日)

1 この規程は、令和7年7月3日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

(経過措置)

2 「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）」の施行前にした行為について禁錮以上の刑に処せられた場合、改正後の本規程の規定の適用については、なお従前の例による。

(第3条、第4条及び第5条関係)

退職手当支給率(平成16年9月30日まで)

	規程第3条			規程第4条			規程第5条	
勤続年数	自己都合(25年未満)	定年・勸奨・任期終了・業務外死亡(20年未満)	業務外傷病(25年未満)	自己都合(25年以上)	定年・勸奨・任期終了・業務外死亡(20年以上25年未満)	業務外傷病(25年以上)	整理・業務上死亡・傷病	定年・勸奨・任期終了・業務外死亡(25年以上)
6月未満	0	1					1.5	(2.7)
6月以上1年未満	0.6	1					1.5	(2.7)
1	0.6	1					1.5	(3.6)
2	1.2	2					3	(4.5)
3	1.8	3					4.5	(5.4)
4	2.4	4					6	
5	3	5					7.5	
6	4.5	6					9	
7	5.25	7					10.5	

8	6	8			12
9	6.75	9			13.5
10	7.5	10			15
11	8.88	11.1			16.65
12	9.76	12.2			18.3
13	10.64	13.3			19.95
14	11.52	14.4			21.6
15	12.4	15.5			23.25
16	13.28	16.6			24.9
17	14.16	17.7			26.55
18	15.04	18.8			28.2
19	15.92	19.9			29.85
20	21	22.47		28.0875	33.705
21	22.2	23.754		29.6925	35.631
22	23.4	25.038		31.2975	37.557
23	24.6	26.322		32.9025	39.483
24	25.8	27.606		34.5075	41.409
25			33.75	36.1125	43.335
26			35.25	37.7175	45.261
27			36.75	39.3225	47.187
28			38.25	40.9275	49.113
29			39.75	42.5325	51.039
30			41.25	44.1375	52.965
31			42.5	45.475	54.57
32			43.75	46.8125	56.175
33			45	48.15	57.78
34			46.25	49.4875	59.385
35			47.5	50.825	60.99
36			48.75	50.825	60.99
37			50	50.825	60.99
38			51.25	51.25	60.99
39			52.5	52.5	60.99
40			53.75	53.75	60.99
41			55	55	60.99
42			56.25	56.25	60.99
43			57.5	57.5	60.99
44			58.75	58.75	60.99
45			60	60	60.99

()は最低保障

退職手当支給率(平成16年10月1日以降平成18年3月31日まで)

	規程第3条			規程第4条			規程第5条	
勤続年数	自己都合(25年未満)	定年・勸奨・任期終了・業務外死亡(20)	業務外傷病(25年未満)	自己都合(25年以上)	定年・勸奨・任期終了・業務外死亡(20)	業務外傷病(25年以上)	整理・業務上死亡・傷病	定年・勸奨・任期終了・業務外死亡(25)

		年未 滿)			年以上 25年未 滿)			年以 上)
6月未滿	0	0.98	0.98				1.47 (2. 7)	
6月以上 1年未滿	0.588	0.98	0.98				1.47 (2. 7)	
1	0.588	0.98	0.98				1.47 (3. 6)	
2	1.176	1.96	1.96				2.94 (4. 5)	
3	1.764	2.94	2.94				4.41 (5. 4)	
4	2.352	3.92	3.92				5.58 (5. 4)	
5	2.94	4.9	4.9				7.35	
6	4.41	5.88	5.88				8.82	
7	5.145	6.86	6.86				10.29	
8	5.88	7.84	7.84				11.76	
9	6.615	8.82	8.82				13.23	
10	7.35	9.8	9.8				14.7	
11	8.7024	10.878	10.878				16.317	
12	9.5648	11.956	11.956				17.934	
13	10.4272	13.034	13.034				19.551	
14	11.2896	14.112	14.112				21.168	
15	12.152	15.19	15.19				22.785	
16	13.0144	16.268	16.268				24.402	
17	13.8768	17.346	17.346				26.019	
18	14.7392	18.424	18.424				27.636	
19	15.6016	19.502	19.502				29.253	
20	20.58		20.58		25.725		30.87	
21	21.756		21.756		27.195		32.634	
22	22.932		22.932		28.665		34.398	
23	24.108		24.108		30.135		36.162	
24	25.284		25.284		31.605		37.926	
25				33.075		33.075	39.69	39.69
26				34.545		34.545	41.454	41.454
27				36.015		36.015	43.218	43.218
28				37.485		37.485	44.982	44.982
29				38.955		38.955	46.746	46.746
30				40.425		40.425	48.51	48.51
31				41.65		41.65	49.98	49.98
32				42.875		42.875	51.45	51.45

33				44.1		44.1	52.92	52.92
34				45.325		45.325	54.39	54.39
35				46.55		46.55	55.86	55.86
36				47.775		47.775	55.86	55.86
37				49.0		49.0	55.86	55.86
38				50.225		50.225	55.86	55.86
39				51.45		51.45	55.86	55.86
40				52.675		52.675	55.86	55.86
41				53.9		53.9	55.86	55.86
42				55.125		55.125	55.86	55.86
43				55.86		55.86	55.86	55.86
44				55.86		55.86	55.86	55.86
45				55.86		55.86	55.86	55.86

()は最低保障

退職手当支給率(平成18年4月1日から平成24年12月31日まで)

	規程第3条			規程第4条	規程第5条	
勤続年数	自己都合	定年・勸奨・任期終了・業務外死亡(11年未満)	業務外傷病	定年・勸奨・任期終了・業務外死亡(11年以上25年未満)	整理・業務上死亡・傷病	定年・勸奨・任期終了・業務外死亡(25年以上)
6月未満	0	1.0	1.0		1.5 (2.7)	
6月以上1年未満	0.6	1.0	1.0		1.5 (2.7)	
1	0.6	1.0	1.0		1.5 (3.6)	
2	1.2	2.0	2.0		3.0 (4.5)	
3	1.8	3.0	3.0		4.5 (5.4)	
4	2.4	4.0	4.0		6.0	
5	3.0	5.0	5.0		7.5	
6	3.6	6.0	6.0		9.0	
7	4.2	7.0	7.0		10.5	
8	4.8	8.0	8.0		12.0	
9	5.4	9.0	9.0		13.5	
10	6.0	10.0	10.0		15.0	
11	8.88		11.1	13.875	16.65	
12	9.76		12.2	15.25	18.3	
13	10.64		13.3	16.625	19.95	
14	11.52		14.4	18.0	21.6	
15	12.4		15.5	19.375	23.25	
16	15.39		17.1	21.375	24.9	
17	16.83		18.7	23.375	26.55	
18	18.27		20.3	25.375	28.2	
19	19.71		21.9	27.375	29.85	

20	23.5		24.44	30.55	32.76	
21	25.5		26.52	32.63	34.476	
22	27.5		28.6	34.71	36.192	
23	29.5		30.68	36.79	37.908	
24	31.5		32.76	38.87	39.624	
25	33.5		34.84		41.34	41.34
26	35.1		36.504		43.212	43.212
27	36.7		38.168		45.084	45.084
28	38.3		39.832		46.956	46.956
29	39.9		41.496		48.828	48.828
30	41.5		43.160		50.7	50.7
31	42.7		44.408		52.572	52.572
32	43.9		45.656		54.444	54.444
33	45.1		46.904		56.316	56.316
34	46.3		48.152		58.188	58.188
35	47.5		49.4		59.28	59.28
36	48.7		49.4		59.28	59.28
37	49.9		49.9		59.28	59.28
38	51.1		51.1		59.28	59.28
39	52.3		52.3		59.28	59.28
40	53.5		53.5		59.28	59.28
41	54.7		54.7		59.28	59.28
42	55.9		55.9		59.28	59.28
43	57.1		57.1		59.28	59.28
44	58.3		58.3		59.28	59.28
45	59.28		59.28		59.28	59.28

()は最低保障

退職手当支給率（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）

	規程第3条			規程第4条	規程第5条	
勤続年数	自己都合	定年・勸奨・任期終了・業務外死亡（11年未満）	業務外傷病	定年・勸奨・任期終了・業務外死亡（11年以上25年未満）、早期退職募集（25年未満）	整理・業務上死亡・傷病	定年・勸奨・任期終了・業務外死亡（25年以上）
6月未満	0	0.98	0.98		1.47 (2.7)	
6月以上1年	0.588	0.98	0.98		1.47 (2.7)	
1	0.588	0.98	0.98		1.47 (3.6)	
2	1.176	1.96	1.96		2.94 (4.5)	
3	1.764	2.94	2.94		4.41 (5.4)	

4	2.352	3.92	3.92		5.88	
5	2.94	4.9	4.9		7.35	
6	3.528	5.88	5.88		8.82	
7	4.116	6.86	6.86		10.29	
8	4.704	7.84	7.84		11.76	
9	5.292	8.82	8.82		13.23	
10	5.88	9.8	9.8		14.7	
11	8.7024		10.878	13.5975	16.317	
12	9.5648		11.956	14.945	17.934	
13	10.4272		13.034	16.2925	19.551	
14	11.2896		14.112	17.64	21.168	
15	12.152		15.19	18.9875	22.785	
16	15.0822		16.758	20.9475	24.402	
17	16.4934		18.326	22.9075	26.019	
18	17.9046		19.894	24.8675	27.636	
19	19.3158		21.462	26.8275	29.253	
20	23.03		23.03	28.7875	30.87	
21	24.99		24.99	30.7475	32.487	
22	26.95		26.95	32.7075	34.104	
23	28.91		28.91	34.6675	35.721	
24	30.87		30.87	36.6275	37.338	
25	32.83		32.87		38.955	38.955
26	34.398		34.398		40.719	40.719
27	35.966		35.956		42.483	42.483
28	37.534		37.534		44.274	44.274
29	39.102		39.102		46.011	46.011
30	40.67		40.67		47.775	47.775
31	41.846		41.846		49.539	49.539
32	43.022		43.202		51.303	51.303
33	44.198		44.198		53.067	53.067
34	45.374		45.374		54.831	54.831
35	46.55		46.55		55.86	55.86
36	47.726		47.726		55.86	55.86
37	48.902		48.902		55.86	55.86
38	50.078		50.078		55.86	55.86
39	51.254		51.254		55.86	55.86
40	52.43		52.43		55.86	55.86
41	53.606		53.606		55.86	55.86
42	54.782		54.782		55.86	55.86
43	55.86		55.86		55.86	55.86
44	55.86		55.86		55.86	55.86
45	55.86		55.86		55.86	55.86